

## 障害者政策委員会（第6回）議事録

○石川委員長 第6回「障害者政策委員会」を開催いたします。

委員におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議は、17時までを予定しております。

本日は嘉田委員が欠席との連絡をいただいております。

発言のルールと、発言の際の配慮について確認をさせていただきます。いつものことですが、発言の際は、まず挙手をしていただきます。議長指名後、名前を名乗っていただき、ゆっくりわかりやすく発言してください。よろしくお願いします。

次に、委員及び内閣府に異動がございましたので、御紹介をいただきます。

○東室長 どうもこんにちは。担当室の東でございます。

委員の異動について御説明申し上げます。

本年の3月、御本人からの御希望により、棟居快行委員が退任されておられます。つきましては、新たに差別禁止部会にも専門委員として参加いただいております毎日新聞論説委員の野澤和弘委員が委員として選任されておられます。

一言、御挨拶のほどよろしくお願いします。

○野澤委員 野澤です。よろしくお願いいたします。

選挙の次の日で何か目まぐるしく、頭の中がよく整理できていませんけれども、差別解消法が3年後に施行されるので、何とか少しでもいいものにできるように協力できたらと思っています。よろしくお願いします。（拍手）

○東室長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府の異動について御説明申し上げます。

共生社会政策担当の政策統括官につきましては、山崎史郎前統括官が消費者庁へ異動しております。後任として、賞勲局から武川光夫統括官が着任しております。

一言御挨拶のほどよろしくお願いします。

○武川統括官 武川でございます。

本年は、障害者基本計画の策定、また障害者差別解消法の施行に向けて準備をしないといけない年でございます。しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○東室長 ありがとうございます。

また、大臣官房審議官につきましては、伊奈川秀和前審議官が厚生労働省に異動しております。後任として、厚生労働省から岩淵豊審議官が着任しております。

一言御挨拶をお願いします。

○岩淵審議官 岩淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○東室長 ありがとうございます。

さらに、障害者施策担当参事官につきまして、難波吉雄前参事官が環境省へ異動しております。後任として、厚生労働省から加藤誠実参事官が着任しております。

一言御挨拶をお願いします。

○加藤参事官 加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○東室長 どうもありがとうございます。

以上でございます。

○石川委員長 続きまして、本日の資料等につきまして、議題も含めまして御説明をいただきます。

○東室長 お手元に「障害者政策委員会（第6回）議事次第」という1枚ものがあるかと思ひます。見ていただきますと、議題と資料が書いてございます。

まず、今日の議題としては、大きく言うと2つあります。

1つは「障害者差別解消法及び同法施行に向けたスケジュール等について」であります。

次に、一番時間をとる予定にしておりますのが「障害者基本計画（政府原案）について」であります。

これらにつきまして、途中2回の休息を入れ、3つのパートに分けて進行したいと思っております。

まずパート1では、13時から13時45分まで、さきの通常国会で成立しました障害者差別解消法に関して御議論を行っていただきます。

続きまして、14時から15時15分までのパート2、さらに15時半から17時までのパート3では、新しい障害者基本計画について議論を行うことを予定しております。

以上に関しまして、資料1として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要」、資料2として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の条文、資料3として「障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて」、資料4として「障害者基本計画（原案）」をお配りしております。

また、参考資料1として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」をお配りしております。

本日の議題及び資料につきましては以上でございます。資料等の不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からは以上です。ありがとうございました。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思ひます。

3つのパートで、途中に2回休憩を入れるということで、今の事務局からの時間はおおよそ目安ということで、実際の議論によっては多少の休憩時間の変更等はあるかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

最初に、さきの通常国会において成立した障害者差別解消法に関しまして、内閣府より御説明をお願ひいたします。

○加藤参事官 それでは、差別解消法の関係を御説明させていただきます。

関係の資料は、資料1、2、3でございます。

まず最初に、法律ができるまでの経緯でございますけれども、障害者差別解消法案につきましては、本年3月から自由民主党と公明党におきまして、また4月以降は民主党を加えた3党において議論が行われ、3党において一定の合意を得た基本的な考え方にに基づき、政府として立法化作業を行い、4月26日に閣議決定、国会へ提出したところでございます。

国会におきましては、衆議院、参議院ともに内閣委員会において審議が行われ、衆議院におきましては5月31日、参議院におきましては6月19日にそれぞれ全会一致で可決成立しているところでございます。6月26日公布、一部分を除きまして平成28年4月に施行ということでございます。

法律の概要でございますが、資料1をご覧くださいと思います。法律の位置づけとしましては、障害者権利条約の趣旨を踏まえまして、一昨年に改正されました障害者基本法第4条の「差別の禁止」の部分、この基本原則を具体化するためのものがございます。差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることによりまして、全ての国民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とするものがございます。

この法律の構成でございますが、大きく2つの部分がございます。資料1で申しますと、真ん中あたりの「Ⅰ. 差別を解消するための措置」、下のほうの「Ⅱ. 差別を解消するための支援措置」、この大きな2つの部分から構成されてございます。

最初に「差別を解消するための措置」でございます。この法律では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いと、いわゆる合理的配慮の不提供が障害を理由とする差別に該当するという整理をいたしまして、これらを禁止しております。不当な差別的取り扱いは、例えば、障害者であるということのみを理由としてサービスの提供を拒否したりするような行為でございますし、合理的配慮とは、個別の場面におきまして、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす社会的な障壁を取り除くための配慮でありまして、例えば職員による手助けでありますとか、筆談や読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応でありますとか、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられるわけでございます。

この法律におきましては、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者は不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定されてございます。他方、合理的配慮につきましては、障害者と相手方の関係はさまざまなものがあるわけでございまして、求められる配慮も多種多様であることから、一律に法律的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体等につきましては法的義務も課す一方、民間事業者につきましては、努力義務を課した上で、対応指針により自発的な取り組みを促すこととしております。

なお、事業者ではない一般の私人でありますとか、個人の思想・言動につきましては、

この法律の対象とはしておりませんが、後ほど御説明いたします国や地方公共団体による啓発活動を通じて、法律の趣旨の徹底を図っていくことを考えてございます。

また、この法律は広範な分野を対象とするものでありますけれども、雇用分野における具体的な措置につきましては、通常国会で改正されました障害者雇用促進法の定めるところによるとされております。

真ん中のあたりにあります「具体的な対応」でございます。この法律におきましては、障害を理由とする差別に当たる行為を禁止していますが、具体的にどのような行為が障害を理由とする差別に当たるかは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものでありまして、その具体的な内容につきまして法律であらかじめ一律に定めることをしておりません。具体的な内容を示すものとしては、機関や分野ごとに対応要領や対応指針を定めることとしてございます。

他方、行政機関の間ですとか分野の間でさまざまなばらつきを防ぐために、政府として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために、施策の基本的な方向等を示す基本方針を策定することとしております。

この基本方針は最終的に閣議決定が必要なものでございますが、案を作成するための手続としましては、内閣総理大臣は基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。

また、対応要領は、国の行政機関の長等が当該機関の職員の適切な対応に資するものとして策定するものでありまして、対応指針は各事業分野を所管する主務大臣が民間事業者の適切な対応に資するために策定するものであります。障害を理由とする不当な差別的取り扱いになり得る行為の具体例でありますとか、合理的配慮に関する好事例といったものを示すことを想定してございます。

これらは、基本方針に即して定められるものでありまして、作成するための手続として、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならずと規定されております。

なお、地方公共団体につきましては、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務として規定されているところでございます。

この法律の実効性の確保に関しましては、主務大臣は特に必要があると認めるときには報告の徴収、助言・指導、勧告という措置を講ずることができるとされております。

「Ⅱ．差別を解消するための支援措置」ということでございます。これにつきましては、今申し上げました差別を解消するための措置に加えて、国や地方公共団体による差別を解消するための支援措置というものが定められております。

1点目は、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備ということでありまして、具体的には、本法において新たな機関の設置は行わず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしております。

2点目は「地域における連携」のところにあります障害者差別解消支援地域協議会というものでございまして、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するという観点から、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができるかと定めてございます。

3点目が啓発活動でございまして、差別の解消を効果的に推進していくために、国民各層の関心を高めるため、国及び地方公共団体において必要な啓発活動を行うこととしております。

4点目が情報の収集、整理及び提供ということでございまして、国内外の制度や具体的事例等に関する情報の収集等を行い、法の運用に生かすとともに、国民に公表することとしてございます。

施行日等でございます。資料1の右下の枠外でございすけれども、一部の規定を除きまして、本法は28年4月1日から施行されることとなっております。そして、法律の施行後3年を経過した場合において、政府は本法の施行状況について検討を加え、必要な見直しを行うこととされております。

以上が法律の概要でございます。

資料3がございすますが、これは施行に向けたスケジュールでございす。大まかなスケジュール案を本日お示ししているところでございまして、平成28年4月1日のこの法律の施行に向けまして、平成25年度中に基本方針の作成、具体的には閣議決定ということであります。

平成26年度に各行政機関等におけます対応要領・対応指針を作成していただくということ。

それから、平成27年度には関係事業者等への周知や、各行政機関等における準備等を想定しておく。そういう大まかな3段階のイメージをお示したものでございます。

したがいまして、検討状況でありますとか、いろいろな状況によりまして、随分変更があり得るということは御理解いただければと思っております。

また、ここに書いております各行政機関等というのは、あくまでも国の行政機関等を想定してございまして、必ずしも地方公共団体を想定したものではございません。

平成25年年度のスケジュールでございすけれども、基本方針の案の作成に当たりましては、内閣総理大臣はあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならないと規定されてございます。

この法律の成立を受けまして、現在、政府におきましては、関係省庁等との連携のもと、基本方針の案の検討を始めたところでございまして、今後、政府内での検討と進捗をあわせながら、本年の秋以降に障害者政策委員会において御議論をいただくことを予定してございます。

また、障害者政策委員会の議論と並行して政府内におきまして、関係団体等のヒアリン

グも行う予定でございます。

本年中に政府原案を取りまとめて、1月以降、原案について障害者政策委員会の御意見を聴取するとともに、パブリックコメントを行い、基本方針を確定させ、最終的には2月または3月ごろに閣議決定を行うことを予定しております。

平成26年度におきましては、各行政機関等において適宜ヒアリング等を行いながら、対応要領・対応指針の検討を行い、年度内に対応要領・対応指針の作成、公表することを予定しております。

この過程におきまして、障害者政策委員会においては、各行政機関等における検討の進展を見ながら、適宜報告の聴取を行うことも考えられるものと考えております。

平成27年度におきましては、対応要領・対応指針を踏まえて、事業者等への周知活動等の施行に向けた準備を実施し、平成28年度の施行を迎えることを想定しております。

また、この表にはちょっと記載してございませんけれども、平成28年4月までの期間におきまして、関係省庁や地方公共団体等とも連携をし、また、一部の地方公共団体で行われている先進的な取り組みについても参考としつつ、障害者差別解消支援地域協議会の組織でありますとか、運営の具体的なあり方につきまして、また国の支援のあり方等につきまして検討していくことを想定しております。

あくまでも本スケジュールは本委員会における御審議のために内閣府として想定しているものをお示したものでございまして、進捗状況等によっては十分流動的であるという事は御留意いただければと思っております。

それから、参考資料1ということで、両院におきます附帯決議をお配りしておりますけれども、時間の関係で説明は省略いたします。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

障害者差別解消法の法律の説明、それから施行までの準備作業のおおよその日程、それから、これによって障害者政策委員会に所掌事項が1つ加わる、つまり、基本方針についての取りまとめに障害者政策委員会もかかるといったようなお話であったかと思えます。

ここでは、障害者政策委員会にとりまして、これから新たな作業が加わったということを中心としまして、今後の進め方等にかかわる御質問や御意見をいただければと思えます。よろしく申し上げます。

竹下委員、お願いします。

○竹下委員 竹下です。

今の御説明の中で2点だけ確認したいと思えます。

1点は、差別解消法の14条に関連する部分で、紛争解決機関について、法律にはどの機関が担当するかは書かれていないわけでありますが、今の御説明では、新たな機関を設置することなく既成の機関を活用するという御説明でした。それでわかりましたけれども、具体的にはどういう機関の利用、活用が想定されているのかについて御説明いただければ

ありがたいと思います。これが1点です。

2点目につきましては、今後のスケジュールの部分であります。基本方針の策定に当たって本年度秋に団体からのヒアリングを実施するというので、非常によくわかりました。これに対して、26年に対応要領や対応指針を作成するに当たってヒアリングを実施するだけでなく書かれているのですが、これは、障害者各団体からのヒアリングが基本方針の場合と同様に指針の段階でも実施されるとお聞きしていいのでしょうか。

以上です。

○石川委員長 竹下委員、ありがとうございました。

それでは、2点質問がございました。

まず、既存の機関を活用するとなっているけれども、既存のどの機関なのかというのが1点。

それから、ヒアリングについて、25年度基本方針を決める、内閣が閣議決定をする前にヒアリングを行うという話と、26年度に各省が指針を策定するときに再度ヒアリングを行うということについて、もう少し明確になればという御質問だったかと思いますが、内閣府、お願いいたします。

○内閣府（牧野） 内閣府障害者施策担当の牧野です。

今、竹下先生から御指摘いただいた2点について御回答させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、こちらのほうにつきまして、現在でも、例えば法務省の人権相談だとか、行政相談だとか、いろいろな機関のほうでそういう紛争解決だとか相談等を行っているということです。今申し上げたのは国の機関ですけれども、こういうものだとか、地方自治体が独自にやっているようなものだとか、そういうものが既存の機関として相談だとか紛争解決を行っているということでございますので、これらの機関の機能等を充実させて、この障害者差別解消についても取り組んでいただくということを考えております。

2点目ですけれども、関係行政機関等が行うヒアリングについてということです。条文のほうでは、障害者その他の関係者というような形で規定されておりますけれども、ヒアリング対象として、当然、障害者団体等にもヒアリングを行うということはありますし、その他、規制を受ける側の事業者団体のヒアリング等も行うということは当然あるのだらうと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

竹下委員。

○竹下委員 竹下です。

基本方針のところのスケジュールでは、障害者団体というのは書かれているのですが、対応要領のヒアリングのところは、どこからヒアリングをするというのが書かれていないのでお聞きしているのです。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

資料3の26年度の箱のところとか、「適宜、ヒアリング等を実施」と書いてあるところに「障害者団体」が書かれていないということだと思います。スペースの都合で書いておりませんが、関係団体の中には障害者団体も入ってきますし、事業者団体のほうも入ってきます。つまり、障害者団体等は、基本方針の策定の過程でもヒアリングの対象になってきますし、各機関における対応要領・対応指針の策定においてもこれらの団体に対するヒアリングが行われるということだと思っております。

○石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

土本委員、お願いします。

○土本委員 土本秋夫と申します。

今日の資料の中に「附帯決議」と書かれています。知的障害の私はこの意味がわからなかったということで、それを教えてもらわないと進まないです。中に難しい表現で書かれている部分がまだまだあります。それを一つずつ自分の中に入れていくということは、知的障害の仲間たちに対してはすごく時間がかかると思います。

意見として以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

「附帯決議」というのは確かに難しい表現なので、加藤参事官、あるいは牧野さん、「附帯決議」について補足説明をお願いできますか。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

附帯決議について、参考資料1として今回お配りしております。これら附帯決議につきましては、この法律案を衆議院、参議院ともに内閣委員会でそれぞれ御審議いただいたわけですが、国会の委員会としてこの法律が今後施行されるに当たっては、政府はこういうことに留意してほしいというような点について国会の御意思を示したものと考えております。

「留意」というところですが、この法律の趣旨として、審議した国会としてはこういう趣旨でこの法律を今後施行してほしいという御意思を示しているものと一般的には言えるのだらうと思います。

以上です。

○石川委員長 土本委員、よろしいですか。まだ難しいような気も。

○土本委員 はっきり言うと、難しいところもあるのですが、これから徐々に覚えていきます。

○石川委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方。

清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日示されました障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて意見を1点、そ

れから、差別を解消するための支援措置について質問を1点させていただきます。

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されて、これは本当に望ましいことだと思っています。そこで、差別を解消するための措置については、「差別的取り扱いの禁止」が国、地方公共団体等、民間事業者に法的義務として課され、「合理的配慮の不提供の禁止」については、国、地方公共団体等に法的義務が課されました。

幸い地方自治体の福祉の現場においても、「合理的配慮」という用語については一定普及が始まっていると言えます。しかしながら、「合理的配慮」は具体的にどのような内容を示すのか、あるいは「合理的配慮の不提供」と言った場合に、それが具体的に何を示すかということについては、まだまだ具体的な検討や共通認識が図られなければならないと考えています。

そこで、今回示されましたスケジュールですが、幸い平成25年度中に基本方針の閣議決定に向けて、障害者政策委員会における議論も含めて進めていくことが示されました。このことは着実に平成25年度中に進めていただければありがたいと思います。

と申しますのも、地域の現場では、28年4月1日からしっかり施行していくためには、この基本方針が定められた後、努力義務にはなっていますが、特に「合理的配慮の不提供の禁止にかかわる要領」というのをつくっていくことが望ましいと考えているからです。したがって、資料3で示されましたスケジュールについては、それを図るための日程だと思います。十分な議論をと考えれば、足りない点も出てくるかもしれませんが、できる限りこの日程に沿って進めていただくことが具体的な現場での施行に向けて必要と考えます。

以上が意見です。

2点目は質問でございます。差別を解消するための支援措置として、第17条に「障害者差別解消支援地域協議会」について明記されています。しかし、この条文はなかなか難しい表現になっておりまして、「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」とありまして、主体が、誰を中心としてこのような組織をつくることができるのかということのなかなか読み取りにくいということになっています。

ただ、私としては、地方公共団体、都道府県の広さなのか、市町村が望ましいのか、いろいろあるとは思いますが、このような協議会を組織する必要性があるからこそ、この条文があると思うのです。ハローワークであるとか、国の福祉にかかわる組織であるとか、都道府県の保健所であるとか、医療機関であるとか、そういうところがそれぞれの枠を超えて連携することが目指されていると考えました。

そこで、先ほどは、モデルの取り組みなどを踏まえながら具体化していきたいというふうに御説明がありましたので、私はその方向が望ましいなと感じております。

したがって、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるという中身について、今後どのように具体的なものを深めていくというふうに現時点でお考えなのか。ざっくりとしたイメージで構いませんので、御紹介いただければありがたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○石川委員長 ありがとうございます。

1点目は、御意見、あるいは御要望ということで受け取らせていただきました。ということは、政策委員会としても早く基本方針への意見を取りまとめる必要があるということでもあると思います。

2点目ですけれども、この地域協議会を組織主体、文章で言えば主語は何なのかという御質問が中心であったかと思っておりますので、内閣府のほう、よろしく申し上げます。

○武川統括官 政策統括官の武川です。

まず、市長さんからの1点目のスケジュールでございます。この法案の施行というのは、大変画期的なことでございます。また、国だけではなくて、地方公共団体、あるいは企業、社会の各般にわたっていろいろ新しいガイドラインをつくらないといけないということもございますので、作業も大変なのですが、社会の各方面で準備をいただくという面では、確かに2年間程度の準備期間が要ると思っております。できる限り今年度中に基本方針をお示しして、準備を始めていただきたいと思いますと思っております。

2点目の法律の17条の主語でございますが、「国及び地方公共団体の機関」ということでございます。「国」は明らかに私どもですけれども、「地方公共団体の機関」については都道府県も市町村も入りますが、そこはまだ明示的に決まっておきませんので、これから地方公共団体の関係機関と御相談してガイドライン等で考えていきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

済みませんが、若干補足させていただきたいと思っております。

「国及び地方公共団体の機関は」となっておりまして、「地方公共団体」のほうにつきまして、基本的にはそれぞれの公共団体等の判断で組織する、しないというのを決めていただく形になっております。そのところについて、地方公共団体それぞれ、都道府県レベルというのあれば市町村レベルというのもありますので、どちらもこの法律に基づいてこういう機関を組織することができるということです。具体的にどういう組織のあり方が好ましいのかというものについては、今後、モデル事業ということも説明させていただきましたけれども、そういうものを踏まえながら具体的に詰めていく。当然、そのときには地方公共団体さんの御意見等もお聞きしながらやっていくと考えております。

○石川委員長 清原委員、補足、追加の質問ということで申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

質問ではなくて、今の御回答について申し上げます。

今、言っていただいたように、これから法律の中身を私たちが具体的なものにしていく段階になるということを再確認させていただきました。したがって、今後、この政策委員会等で議論していただくとともに、全国知事会や市長会や町村会と折に触れて意見交換したり、現場の声をやりとりする中で、附帯決議もございますので、法律の意義を中身として御一緒につくっていただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、新谷委員、お願いします。

○新谷委員 新谷です。

3点質問があります。

まず1番は、第5条関係です。事前的改善措置というのですか、基礎的環境整備というのですか、これは今回、ガイドラインの中に織り込まれる性質のものなのか。それとも各省庁の年度事業、もしくは、今回、後で議論します障害者基本計画の中のそういう文言に沿って基礎的環境整備、事前的改善措置を進めていくという御理解かどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほど竹下さんからもお話がありました11条関係です。対応要領の場合には、省庁別で分野がはっきりしているの、まとめ方というのは具体的にイメージできるのですけれども、対応指針ということになると、相手が事業者ということになりますので、どの省庁がどの事業者相手に対応指針をつくっていくのかというのがちょっとよく見えないのです。

それから、指針も要領もそうなのですけれども、障害者団体へのヒアリングということは理解できたのですが、障害者政策委員会の絡み方というのは、このメモによりますと、報告を聞くというレベルになっています。基本計画については、障害者政策委員会がいろいろな意見を言うけれども、対応要領・対応指針になると、一応聞くというレベルでの関与にとどまるのかということが2点目の質問です。

第3では、13条関係。雇用労働分野については障害者雇用促進法に譲るとなっていますので、この対応要領・対応指針、この辺の関係も全部厚生労働省の労政審議会のほうの議論に委ねてしまって、政策委員会の職掌から外れてしまうのかということが3点目の質問です。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

3点ありましたので、内閣府のほうから御回答いただきたいと思います。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

まず1点目、法5条の事前的改善措置について、これがどういう扱いになるのかという

ことです。基本的にこちらのほうにつきましては、例えばバリアフリー法だとか、放送バリアフリー法、さまざまな法律にのっかって現在やっているものを想定というか、そういうのを主要な念頭に置いた形でこのような規定を置かせていただいているということです。こちらについては、基本的には、年度ごとというのがあるかどうかというのはありますけれども、計画的に取り組んでいくものという形で位置づけられているものと考えております。

2点目ですけれども、対応指針・対応要領に関する政策委員会の関係の仕方ということです。基本的に、この対応要領・対応指針につきましては、主務大臣なり行政機関の長なり、そういうところがそれぞれ策定するという形になっておりまして、基本的には、こちらのほうで障害当事者だとか事業者等の御意見も聞きながら策定していただくという形で考えているということでございます。

3点目は、第13条の関係で、事業主についてどうするかということですが、こちらのほうについては、今後、労政審のほうで指針のほうを検討されていくということだと思いますが、それにのっかってやっていただくということでございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、石野委員、お願いします。

○石野委員 全日本ろうあ連盟の石野です。

議長にお願いしたいことがございます。発言の場合、流れが非常に早いので、少しテンポをゆっくりしていただきたい。

それから、スケジュールの件です。「政府内における基本方針」と書いてありますが、基本方針の内容は何なのか。障害者の基本計画のことなのか、また別のことを指すのかということの質問が1点。

2つ目は、差別解消法のことです。三権分立という考え方があります。行政・司法・立法という枠組みがあります。この場合、差別解消法というのは、3つとも含めているのか、あるいは行政だけなのか。もし行政だけということであるならば、司法や立法については外されているのか。そうであれば、どういう理由なのか伺いたい。

以上です。

○石川委員長 石野委員、ありがとうございます。ゆっくりと議事を進めてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

2点ございましたので、お願いします。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

まず1点目ですけれども、基本方針の内容についてということでございます。まず、大枠としては、障害者差別解消法の第6条のほうにその基本方針に関する条文がございます。その第2項が、具体的にどういう事項について定めるかということでございます。

まず1点目が、第2項の第1号というところですが、差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向ということでございます。第2号ですけれども、行政機関等が

講ずべき具体的な事項に関する基本的な事項ということ。第3号のほうにつきましては、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項。第4号のほうで、その他重要な事項ということ。抽象的には、こういう事項についてこの基本方針の中に盛り込まれていくということだと理解しております。

2点目のほうにつきまして、この法律が三権分立の中で立法府だとか司法府だとかについてどのようにかかわってくるかということだと思います。今回、抽象的にどの程度かかるかというのはあるのですけれども、具体的に行政機関等が対応要領なりを定めるということが法律の中で規定されておまして、それに基づいて事務事業を行うということです。立法府だとか司法府については具体的にそのガイドラインというか、そういう対応要領を策定するという形だったり、そういうことは決められていないということとして、具体的にどういうことをやっていくのかについては、それぞれの三権分立というか、そういうことに配慮してそういう形になっているということで御理解いただければと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

石野委員、どうぞ。

○石野委員 石野です。

今のお答えですと、政策委員会の役割の一つにモニタリングがありますが、司法の中で問題が起こった場合には、モニタリングの対象になるということによろしいのですか。

○石川委員長 よろしいですか。

○内閣府（牧野） モニタリングということですが、主に障害者基本計画に関するモニタリングという形になっております。障害者基本計画は、以前にもこの委員会でも御議論がありましたけれども、行政府として定める計画ということとして、障害者基本計画に立法府なり司法府が拘束される、それに基づいて勧告を受けるというものでは必ずしもないということだと思います。

○石川委員長 内閣府としての解釈というか、理解としてはそうであるというお答えでした。

この件はここまでにさせていただきたいと思うのですが。

○石野委員 石野です。

今のお答えだとちょっと納得いかないのです。理解しがたいものがあります。

○石川委員長 議長として発言させていただきます。

恐らくこれは、議論を始めるとかなりの時間を費やすことになると思います。これに関しては、基本計画の政府原案ともかかわってくるので、この時間の枠の中でこの議論をするということは、問題点を共有したということにとどめさせていただいて、先へ進めさせていただくということで御納得いただけないでしょうか。問題点を共有したということで先へ進めさせていただきたいのですが。

石野委員、いかがでしょうか。

○石野委員 石野です。

例えば、裁判員制度が始まっていますが、裁判員に聾の人が選ばれた場合に、当然、手話通訳がつくだろうと私たちは思っております。もし裁判所が手話通訳をつけることを認めないというような事例が出た場合に、その辺は紛争の対象になるのかどうか、それを解決できるのかどうかというような例が実際にあるわけです。

○石川委員長 内閣府から一応お答えいただけますか。

○武川統括官 統括官の武川です。

この法律は、国の行政機関等を対象にしておりますので、現在、この法律は直接司法を対象にしておりません。今の委員の御意見等は、国のほうで具体的な基本方針、ガイドライン等をつくったときに、それを受けて司法のほうにも検討していただくというふうに考えております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

これについてですか。

では、伊藤委員、短くどうぞ。

○伊藤委員 済みません。これは前のときにも言ったと思うのですが、司法を対象にしないとなると、司法はこの問題の紛争その他に対して、どういう立場で、何を根拠に紛争の解決に努めるのか、あるいは改善に努めるのかということがありますので。意見だけです。司法を対象にしないというのは納得できないということです。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

これは昨年も議論になって、委員全体としてもまだ納得感が得られていない、あるいはちょっと複雑な問題になっているようにも思いますので、これは宿題として引き取らせていただくという対応でお願いできないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、尾上委員、お願いします。

○尾上委員 DPI日本会議の尾上です。

2点質問があります。

先ほど、清原委員をはじめ、何人かの方から体制整備について質問がありました。たしか、国会審議のときに、体制整備についてモデル事業を進めていきたいということで大臣答弁があったと記憶をしております。この体制整備にかかわってのモデル事業、例えば来年度予算でそういうことが措置されるのか。そういうモデル事業についての今の準備の進捗状況をお聞かせ願えればというのが1つです。

そして2つ目が、先ほど、基本方針を検討するときや今後全般にわたって検討する際、先進的な取り組みについてヒアリングをするとかというお話がありました。今回、各自治体での上乘せ・横出し条例のことも附帯決議の中に入れていただいておりますけれども、例えば、先ほどの合理的配慮は各自治体の条例ではどのように規定をされているのか。あるいは、特に紛争解決の仕組みですね。

ちょうど前に野澤さんがおられますけれども、千葉県の条例を皮切りに、各自治体の条例で、自治体によっては障害者権利委員会のようなものをつくって、そこで仲介のような仕組みを持っていたりとかいうようなこともあったりすると思います。そういった各自治体における条例づくりの進捗状況、特にこれから私たち政策委員会で基本方針をつくっていく際に参考になるような事例ということで、条例の比較表みたいなものをぜひ資料としていただけないでしょうか。

以上、2点です。

○石川委員長 ありがとうございます。

まず1点目が準備状況についての質問、2点目は先進的な自治体の条例等を参考資料として御準備いただきたいというお話だったかと思います。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

2点お答えさせていただきます。

まず、1点目の体制整備のモデル事業ということですが、国会審議においてさまざまな国会議員の方から、地域協議会についてどうやって検討するのか、例えばどうやって地方の取り組みを進めるのかというような御意見等がございました。その過程において尾上委員から指摘いただいたモデル事業については、さまざまな先進的な取り組みを行っている自治体もございますので、そういうところの取り組みを参考にしつつ、そういうものをモデルとして検討するということが大臣のほうから御答弁いただいたということだと思います。これについて、来年度以降どういう形でやっていくのかについては現在検討中ということで、何かしらの形で予算要求等にも反映できるように考えているということでございます。

2点目のほうですが、先進的な自治体の条例等ということですので、それについては今後検討の過程でどういう形での検討資料をお示しして検討していただくのがいいのかということだと思いますので、御意見も踏まえて準備のほうをさせていただければと考えております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

ほかに。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 大谷です。

手を挙げていたのですが、意見を述べる機を逸しました。

私は、司法が独立であるわけではないと個人的に思っております。差別解消法は規範を定めた法律ですから、規範から裁判所が独立して独自の判断をするということはありません。これは私の個人的な意見です。

質問は、皆さんそれぞれ聞かれましたけれども、附帯決議がせっかく出されていますけれども、それぞれの第1項に述べられている権利条約の早期批准に関する日程感だけでも、

今わかる範囲でお聞かせ願いたいなと思っております。

以上です。

○石川委員長 外務省の幹事の方がちょっとおけているようなので、後でもよろしいでしょうか。

○大谷委員 せっかく双方に早期批准をと。そして、国内法整備の一環としてできた法律であるということがそれぞれの附帯決議で明記されていますので、それはぜひお答えしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石川委員長 承知いたしました。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

参議院の附帯決議の終わりのほうに「『不当な差別的取扱い』や『合理的配慮の不提供』についての定義を検討すること」とあります。それを実施することになる現場の状況を考えますと、差別的扱いなどにあたるのはどこからか、という境界線が問題になると思います。

そこで、トレードオフになると思うのですが、具体的に真面目に詰めれば詰めるほど、これはこの場でも申した言葉で。

○石川委員長 後藤先生、済みません、「トレードオフ」というのは。

○後藤委員 どちらかを立てればどちらかが立たなくなるという、兄弟げんかといいますか、あちらを立てればこちらが立たずみたいなことだと思うのです。済みませんでした。

きちっと具体的なことを決めたほうが現場では実施しやすくなる一方、決めれば決めるほど、そこに出ていないことはしなくてよいと思ってしまう、そのどちらを立てるかになってしまいかと思います。

差別禁止部会の意見には「あらゆる差別」という表現でたくさんの差別の類型が書かれています。今回の表限は差別的扱いと合理的配慮なので、差別的扱いが全部を含むということ。それから、事例などを集めて示すときに、その他という項目をつくって、例にあがってなくても全部が入るという精神をぜひちゃんと入れつつ作業していただければと思います。次にお目にかかるときには作業が進んでしまっているのではと思いますので、担当される方をお願いとして申させていただきました。

○石川委員長 御意見として受けとめていくということでもよろしいでしょうか。

花井委員、お願いします。

○花井委員 花井と申します。

私のほうからは2点述べたいと思います。

障害者権利条約の批准について明確にお答えいただきたいということが1点目。

2点目ですが、今回、合理的配慮につきまして、民間事業者が努力義務というふうにされております。3年後の見直しに間に合うかどうかということがありますが、施行の年限、その後の3年後ということを考えてときに、民間事業者に対しても将来的には義務

にするのだということを射程に置いて、合理的配慮の内容についての検討をお願いしておきたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

1点目は後ほどということで。

2点目については、そのように御意見として受けとめていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、予定していました第1部の時間がほぼ来ましたので、特にないようであれば、ここで一旦15分の休憩を入れさせていただきますまして、2時10分に再開いたします。

(休 憩)

○石川委員長 時間になりました。議事を再開します。

第2部は、障害者基本計画の政府原案について、まず、内閣府より簡単に御説明をいただき、議論に入っていきたいと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

○加藤参事官 それでは、基本計画の関係を御説明いたします。資料は4でございます。

まず最初に、経緯でございます。もう皆さんご存じのことと思いますけれども、障害者基本法に基づき策定される障害者基本計画につきましては、平成14年に作成された旧基本計画の計画期間が平成24年度末までとされていましてことから、本委員会におきまして昨年の夏から秋にかけて御審議いただき、その結果につきましては、昨年12月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」ということで取りまとめをしていただいたところでございます。

さきの通常国会におきましては、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の改正法、公職選挙法の改正法等、障害者施策に関するさまざまな法律の審議が行われたところでございます。

今回、これらの法律に関する審議結果も盛り込んだ上で、障害者政策委員会におまとめいただいた意見をもとにしまして関係省庁との協議を行い、政府として基本計画の原案を取りまとめ、今回、委員会にお示しするものでございます。

原案の概要でございますけれども、全体の考え方としましては、今回の基本計画は一昨年の障害者基本法の改正等の後、初めて策定される基本計画でありまして、原案は、改正障害者基本法の考え方等を踏まえておるといふことと、先ほど申し上げたような委員会等の意見書、そういう手順を踏まえて策定したものでございます。

原案は大きく5つの部分から成っております。最初は「はじめに」というところ、それから「Ⅰ 障害者基本計画について」「Ⅱ 基本的な考え方」「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」「Ⅳ 推進体制」という5つの部分から構成されております。

めくっていただきますと、目次のところはページがついておりませんが、1ペー

ジに「はじめに」というのがございます。この「はじめに」におきましては、我が国におけるこれまでの取り組みですとか、近年の国際的な動向等を踏まえた取り組み等について記載をしております。

1 ページめくっていただきますと、2 ページの欄外に注ががございます。今回の計画は障害者基本法に基づき策定されるものとしては3 回目の計画となることから、これまでの計画と区別するために「障害者基本計画（第3次）」と記載しているところでございます。

3 ページでございますけれども、「Ⅰ 障害者基本計画について」のところでございます。

ここにおきましては、本計画の位置づけ等を記述しまして、2 の対象期間につきまして、本委員会においてもさまざまな議論があったところでございますが、これまでのような10年の計画とした場合は、どうしても施策の記述が抽象的なものとならざるを得ないということがございまして、平成25年度から29年度までのおおむね5 年間を対象期間とすることとしております。

1 ページめくっていただきまして4 ページでございますけれども、「Ⅱ 基本的な考え方」でございます。ここからが計画の具体的な内容ということでございまして、この部分は総論的な部分でございまして、基本理念、基本原則、横断的視点から構成されております。これらは、各分野の施策に共通する事項という位置づけをしております。

基本理念では、障害者基本法1 条に規定されておりますように、全ての国民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、政府の障害者施策の基本的な方向を定めるといった旨を記述しております。

基本原則におきましては、障害者基本法の第3 条から第5 条の規定に即しまして、政府の障害者施策の基本原則として、地域社会における共生と差別の禁止、国際的協調の3 点について記述をしております。

それから、各分野に共通する横断的視点におきましては、当事者本位の総合的な支援、障害者特性等に配慮した支援、アクセシビリティの向上、当事者の意見の尊重、総合的かつ計画的な取り組みの推進という5 点につきまして記述しております。これらは、障害者基本法第10 条の施策の基本方針を踏まえたものでございます。

ページを少し飛んでいただきまして、8 ページになりますけれども、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」で、ここは各論になるわけでございます。具体的な障害者施策につきまして9 つの分野に分けた上で、それぞれについて基本的考え方を冒頭に下線の四角で囲みまして、その後、具体的な施策の基本的方向を記述しております。

個別の施策につきましての説明は省略いたしますけれども、1 は「生活支援」ということで、主に障害福祉サービス等について触れております。

2 は、12 ページになりますけれども「保健・医療」の分野に触れてございます。

3 は「教育、文化芸術活動・スポーツ等」でございまして、15 ページになります。

4 というのは18 ページになります。「雇用・就業等」、あるいは年金とか手当について

もここで触れてございます。

21ページは、5ということで「生活環境」、住宅や公共施設のバリアフリー化等について触れてございます。

6は、24ページに飛びますけれども「情報バリアフリー」ということに触れております。

7は、26ページでございます。ここでは「安全・安心」ということで、防災ですとか復興、あるいは防犯、消費者トラブル、差別の解消等について触れてございます。

8は、29ページでございますけれども、「行政サービス等における配慮」、選挙等や司法手続等における配慮等について記載してございます。

9は、30ページでございますけれども、「国際協力」ということを書いてございます。

9つのそういう各論で構成されているところでございます。

そして、33ページになりますけれども、「IV 推進体制」をここで記載してございます。

これは、本計画を推進していくための体制に関する部分でございます。1は政府内外における連携・協力について、2は広報・啓発活動について、3は計画の進捗状況の管理及び評価について、4につきましては法制的整備について、5では調査研究及び情報提供について、それぞれ記述してございます。

本計画の最後のほう、36ページからでございますけれども、別添として関連する成果目標を記載してございます。目標設定における考え方等によりまして、必ずしも計画の目標年度と計画期間が対応しない事項も存在しております。なお、成果目標が設定されない事項でありましても、可能なものにつきましては定量的なデータにより計画の進捗状況を取りまとめることはあり得るものと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、この障害者基本計画の原案につきましては、本日、障害者政策委員会において御議論いただきまして、できれば近日中に2週間程度のパブリックコメントを実施する予定でございます。本日いただいた御意見、あるいはパブリックコメントで寄せていただいた御意見等を踏まえまして、再度、政府内での調整を行って、所用の手続を経た後、閣議決定というような手順を考えているところでございます。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

この後、この基本計画の原案について御意見をいただくのですが、その前に、先ほど権利条約の批准の日程等について御質問、御意見がございました。外務省のほうからお答えいただけますでしょうか。

○外務省（中野） 外務省人権人道課の中野と申します。

障害者権利条約の締結のスケジュールということで御質問をいただいたようでございますけれども、我々としましては、これまでの23年の基本法の改正に始まりまして、総合支援法の成立ですとか、本年の障害者雇用促進法の成立、差別解消法の成立といった国内施策の整備の観点から、大変重要な進展があったと考えておりますので、これらの進捗を踏

まえ、可能な限り早期に締結したいとの考えでございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

早期の批准を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今日は、基本計画の原案について御意見をいただきます。これからの進め方について簡単に提案をいたします。

最初に、分野別の1から4までを順番に1つずつ御意見をいただきたいと思います。そこで大体80分ぐらいではないかと思っておりますので、休憩を入れまして、分野別の5から9及び総論と推進体制の御意見を最後の第3部でいただくという形で進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

福島オブザーバー、どうぞ。

○福島委員 東京大学の福島です。

これからパートⅡですよ。パートⅠの差別解消法は、いろいろ課題はあるとはいえ、大きな前進だと思っております。今後の障害者施策の展開に向けての新しいステージに進んだなど。直接的には議員の皆さんの議決ではありますが、ここにいらっしゃる障害者関係の皆さん、そして内閣府や厚労省ほか各省庁の皆さんの御尽力があったと存じますので、その点、本当にお礼申し上げたいと思っております。

これからパートⅡの障害者計画ですが、向こう5年間の具体的な施策を議論するわけですね。今、加藤さんのお話を伺っていると、最後のほうでさらっとおっしゃったところで、今日、私たちがこの政府原案について意見を出して、パブリックコメントをやって、その後、所用の手続を踏んで閣議決定とおっしゃっていました。前回7カ月前、去年12月に私たちの委員会で意見書を出して、それをもとに政府の内部ではさまざまな調整もいただき、さらに差別解消法案の成立などもいろいろありましたので、7カ月かかったということはよくわかるのですが、今日はこの原案をもとに議論して、これで決めてしまうのかというのが非常に気になっております。

この後、御説明があると思っておりますが、ざっと拝見した限り、失礼ながら、昨年12月のものと比べてかなり後退してしまっている。後退と言ってはあれですが、必ずしも十分ではないと思っております。この後、多分いろいろな議論が出ると思うのです。それを踏まえて、再度政府で調整いただいた後、果たしてこの政策委員会にフィードバックいただけるのかどうか。

障害者基本法32条で、私たちのこの委員会は障害者計画のモニタリング、監視をしていくという役割があると同時に、障害者基本法第11条では、障害者計画を策定するプロセスにおいて、その過程において政策委員会の意見を十分に聞くことが明記されていますので、本日の原案をもとに、今日、我々が意見を出して、それで承りましたで終わってしまうのではちょっとどうかなと思うのです。少なくとももう一回、今日の議論を踏まえ、パブコメも踏まえて再度調整された案をどこかで議論いただく場、具体的にはもう一回政策委員会を開くなり、どうしても無理ならそれにかわる方法を何か考えるなどの検討をいただけ

ないかなというのが私からのお願いで、希望です。これは、今日の議論の仕方、この後の議論の進め方にかかわると思いますので、失礼ながらあえて申し上げました。

できれば統括官か審議官か、どなたかからコメントいただきたいのですが、以上です。

○石川委員長 追加的な情報はございますか。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫です。

今の福島オブザーバーの意見と似ているのですけれども、12月に我々が意見を出したわけですが、今日出された原案というのは、その中のどれが生かされて、どれが生かされていないのか、その理由は何なのかというようなことがほとんど分かりません。よく読んで比較をすればわかるのかもしれないのですけれども、できることなら、意見の一つ一つについて、これは生かされた、これはこういう理由で落とされたとか、お忙しいでしょうが、そのような資料をもとにしてきちんと議論をするということであれば、政策委員会が尊重されたという感じにならないと思うのです。そういうことで、今、福島さんが言われたことに私も賛成です。

○石川委員長 大濱委員、どうぞ。

大濱委員までで一応内閣府のほうから答えていただきます。

○大濱委員 脊損連合会の大濱です。

例えば、今、分野別のところの「(2) 在宅サービス等の充実」を見ているのですが、はっきりいって、政策委員会の意見が全く反映されていない。政策委員会の意見をほとんど無視したような内容でこうやってつくられるのであれば、政策委員会は何をやっているのだということになります。今、福島委員等から発言があったように、ここで意見を一回議論した後に、これをもう一度作り直す機会をちゃんと与えてもらわないと、12月の段階に出した政策委員会の意見というのは何だったのだということになりますので、そのあたりはきちんと整理してもらいたいと思います。

○石川委員長 それでは、意見が出ましたので、内閣府のほうからお答えいただけますでしょうか。

○武川統括官 政策統括官の武川です。

今日は、これから御説明をさせていただきますので、まず意見をいただきたいと思います。また、それを踏まえて政府内でも調整いたしまして、日程についてはその後もう一度考えたいと思います。

○大濱委員 連合会の大濱です。

今、言われたことは、この内容をもう一度作成し直して、もう一度政策委員会を開くという意味合いですか。

○石川委員長 統括官の発言は、私が理解した限りでは、お三方からはいろいろな御意見が出ましたけれども、原案について全体の委員からの意見はまだいただいている状態なので、今日とにかく議論をして、このままでは不十分であるというようなことになった場

合には検討するといったお話であったかと思えます。ここで何かを最初に決めずに、とにかく今日一日やりましょうということであろうと思えます。

浅倉委員、どうぞ。

○浅倉委員 浅倉と申します。

今の議長の取りまとめは3人の方の御意見を反映していないように思います。私も3人の方と同じような気持ちなのです。今日、私は12月の障害者政策委員会の意見を持ってきましたが、これと対比すると言いたいことがたくさんあります。私たち、どれだけ議論したかという、9月から11月まで1人が小委員会をふた回りやりました。つまり、3時間×6時間の18時間やりまして、さらに政策委員会を5回やりまして、それは全部で4時間ですね。38時間も議論したわけです。それで12月の意見をまとめました。

昨日、自分で対照してみたところ、なぜこれが入らなかったのか、どうしてかということについて、ぜひ説明していただきたいという気持ちがありますし、言いたいこともたくさんあります。

おそらく皆さん同じ気持ちだと思います。そうすると、これだけのメンバーが発言すれば、今日、到底、このまま取りまとめにはならないのではないかと危惧します。ですので、時間内にできる限りの意見を聞き、後で文章でも提出する機会もいただき、その上で、もう一度まとめていただき、新しい基本計画案をもう一度出していただけるように期待します。そのことを最初に決めていただきたいと思えます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

内閣府のほう、いかがでしょうか。

○武川統括官 まず最初に、枠をはめるということではなくて、今日はとりあえず意見を言っていただいて、それで考えさせていただけないでしょうか。政府の中もいろいろ調整してみたいと思えますので、今日は意見をいただきたいと思っております。その上で、必要性等についてまた相談したいと思えます。

○石川委員長 ありがとうございます。

中原委員。

○中原委員 日本知的障害者福祉協会の中原です。

ただいまの皆さんの意見を聞いて、私も同感です。自分なりに、去年の12月26日の意見を引き出して送ってくださった今日のこの資料と照らし合わせても、何がどう変わったのかというのがよくわかりません。2ページのほうで「この障害者政策委員会の意見に示された考え方を踏まえ」と言っているのですけれども、この意見がどの方向に集約されているのかというのが正直言ってよくわからないのです。皆さんのいろいろな意見を出してからということなのですけれども、少なくともこの辺の説明を少ししてくださらないと、意見が深まらないような気がいたすのですが、いかがでしょうか。ぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○石川委員長 石野委員、お願いします。

○石野委員 石野です。

今、皆様方がおっしゃった御意見と同感です。

実は、この計画を一読いたしまして、聴覚障害者関係でいいますと、例えば情報アクセスに関して意見を出しておりますが、「情報アクセス」という言葉がほとんど載っていません。非常に残念に思います。先ほど議題を考えたいというお話がありましたけれども、パブコメを出すのであれば、そのまま出すことは政策委員会としては納得できない。ですから、パブコメは修正を加えた上で出してほしいと思っております。

○石川委員長 では、あと関口委員までで、もう一度、内閣府からお話をいただきます。

○関口委員 障害者基本法によると、第11条4項に係ることをやるということで、ここには「内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」と書いてあるわけですが、この「聴いて」という趣旨は、今日しゃべった当事者、全国精神病患者団の関口明彦が意見を言った、聴きましたと。あとは決めますよということではないと思うのです。なので、11条4項の「聴いて」ということをどの範囲で捉えているのかということ。それをちょっとお伺いしたい。

それから、先ほどから意見が出ていますけれども、我々が出した報告書と原案とがどこがどう違っているのだという対照表がないとよくわからないというのは、政策委員は資料提出することを求めることができるとなっておりますので、ぜひ出していただきたいと思います。

以上です。

○石川委員長 各委員からほぼ同様の意見が出ておりますが、内閣府のほう、重ねてもう一度お願いいたします。

○武川統括官 政策統括官の武川でございます。

私も今日、初めて出させていただきましたが、皆さんからそういう御意見が大変強いということですので、すぐ言えませんけれども、またそういう方向で調整いたしたいと思います。

○石川委員長 これまで出ました意見を酌み取って尊重していただいて、極力その方向で対応していただけるというような御趣旨かと思っておりますので、皆様もそれでよろしいでしょうか。

それでは、内容に入っていきたいと思います。

今日1回だけとは限らないのですけれども、とりあえず順番にやっていくということにさせていただきます。

最初に言いましたように、各論、分野別の1から4まで第2部で意見をいただきたいと思っております。

最初に「生活支援」について御意見をいただきたいと思います。

三浦委員、お願いします。

○三浦委員 全国身体障害者施設協議会の三浦と申します。

「1. 生活支援」の「(2) 在宅サービス等の充実」に対して意見を述べたいと思います。

まず、障害を社会モデルで捉えるということが改正された障害者基本法の本質であったかと思われるのですが、この基本法に基づく新障害者計画であるはずなのですが、在宅サービスという明らかな環境側の問題、環境因子に関しても、そのことが書かれている施策のそれぞれの項目が障害を医学モデルで捉えてあって、社会モデルの視点が感じられないために、読む側にとって、サービス事業者であっても当事者の方々であっても、この取り組み方針で在宅サービスが充実していくイメージが伝わってこないです。それぞれの項目に関して個々の生活ニーズに向き合っていくサービスの方針を示す必要があるのではないかと思います。

その中で、具体的なものといたしましては、2つ。

1 - (2) - 2の修正案でございますけれども、「療養介護、生活介護等」以下を削除していただきまして、この2は「常時介護を必要とする障害者に対し、その地域生活の実現が可能となるよう、1、住まいの場の確保、2、日中と夜間のケアの質と量の確保、3、容態の変化等のセーフティネットなどの施策を検討し、推進する」に変更する修正案を出させていただきます。

もう一つが、1 - (2) - 7に「生活上の訓練の在り方」と書いてあるのですが、この部分を「サービス基盤の整備の在り方」に変更案を提案いたします。理由は、障害の重度化・重複化、高齢化とは、状態の変化をあらわして、生活課題が多様化しているということを示すものです。訓練では課題解決は図れないと思うからです。

以上です

○石川委員長 ありがとうございます。

意見を一通り伺った上で、所管する厚労省のほうからも御意見をいただきます。

大濱委員、お願いします。

○大濱委員 今、三浦委員からあったところと大体同じようなところを指摘しなくてはいけないと思っているのですが、三浦委員は優しいのでその程度でいいのかと思っているのですが、私は、政策委員会の意見はほとんど無視されていると思っています。この「在宅サービス等の充実」で。したがって、これはもう全部書き直しということで、1回ゼロに戻ってリセットとしてもらえないですか。こんな書きぶりではだめですよ。常時介護を必要とする障害者に対し、その地域生活の実現が可能となるよう、療養介護、生活介護だけで生活しなさいという文言があって、何でこんな文言が出てくるのか不思議でしょうがないです。何を見てこういう文言を誰が書いたのか。

あと、下から3つ目の○、1 - (2) - 5、「豊かな地域生活のために障害者が身近な

地域で生活介護等のサービスを利用できるよう」と。生活介護のサービスを利用すれば、豊かな地域生活ができるみたいな書きぶり、これは全然違うと思うのです。政策委員会の意見が全く反映されていないので、これは全面的に書きかえてもらいたい。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

では、大谷委員。その後、佐藤委員。

○大谷委員 大谷です。

生活支援の中に障害児支援が入っているのですね。障害児支援に関しては、これも我々の意見では、新しく療育ということで、第1条を別項にちゃんと設けたものですから、意見出しをしています。その意見と、今回、生活支援の中の障害児支援というふうにまとめられたものは全く違う。本当に違う。これは、どこがどう生かされたのかを注意深く読めば、この文言だけは拾ったというようなところが1カ所ぐらいあるかなと思いますけれども、基本的な発想において違う。我々の意見は、障害児が障害のない子供と同様に、一般児童施策の中で、とにかくともに育ち合うようにということをもとに基本の軸として、そして必要な支援を受けるというふうにしてあります。

ですけれども、ここで言っているのは、専門的な療育をこれだけするのだという中で、では、保育所のところはどうかというのですかということ、最後の○に、保育所ではこういうふうにしましょうみたいなことがちょっと書いてあるのですけれども、基本的な枠組みとか基本的な構成においてここまで変えられてしまうと、ここに1項入ったからいいのではないかととても言えない内容なのですね。ですから、大濱委員が言ったように、これは書き直してもらいたいというのが私の率直な意見なのです。書き直しに間に合わないのだったら、私も修正案をたくさん用意します。今日は修正案を用意してこなかったのですけれども、今日中に修正案を出さなければだめという性格のものなのか。やはり書き直しも含めて見直しをしてくださるのかどうか。これはぜひ回答いただきたいと思っています。

特に障害児支援に関してその意見を述べたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、続いてお願いします。

○佐藤委員 12月の意見と比べてみると、私が気づいた特に大きな点としては2点あります。

1つは、介護保険と障害福祉サービスの利用のことです。12月の意見では、介護保険と障害福祉サービスの利用については、障害者が新たな負担を負うことなく必要なサービスを継続、あるいは選択できるようにすることと書いてあるのですけれども、この点について全く記述がないのです。応益負担ではサービスが利用できないからということで自立支援法が改正されて、応能負担になったわけですが、65歳になったら、今度はより厳しい応益負担の制度になって、収入が上がったわけでもないのに、どうしてそのサービス

の利用が継続できるのか、これは非常に大問題になっているので、難しいだろうと思うのですけれども、少なくともそれを検討するとかいうようなことは計画の中に入れていただけないかというのが1点。

もう一つは、医療的ケアを伴う日中活動の場だとかショートステイだとかについて12月には強調していたのですが、それが全く見えないと思いました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体協議会の伊藤です。

文章を書くのが得意な人は修文を出せばいいのかもしれませんが、できないので言っておきたいと思うのです。特に2のところでは思い切り言いたいののですが、今は1つだけ。

(2)の在宅サービスのところですが、今度、私ども難病も総合支援法の中に入ったように、これからは高齢とか障害とか疾病ということの区別はなかなか困難ですね。状態においても年齢においても困難な時代になっているというか、むしろ不可能な時代になっていると思うのです。その中で、在宅サービス等については、介護というのはいっぱい出てくるのですけれども、今、病院、医療においても、在宅医療のほうに誘導されて病院にもなかなか入れないような時代になっているときに、医療に向けてのことが何も出ていない。在宅医療とか訪問看護とか訪問リハビリ、それから、そういう高齢者や難病患者も含めた住宅の支援というのがない。この観点が全く欠けているので、せっかく総合支援法に入っても、従来の障害者間の対象になる人たちだけはいろいろここに書かれていても、それ以外のことは書かれていないというのでは、観点そのものが全く欠けているのではないかと、これは言っておきたいと思います。

以上です。

○石川委員長 それでは、関口委員、お願いします。

○関口委員 この生活支援の中に相談支援体制の整備ということが書いてあるわけですが、基本的に、給付は厚生労働省の担当だと思うのですが、例えば総合支援法になるに伴って、来年度までに判定ソフトをつくり直そうとしていますね。どういう意図でどのようにつくり直すつもりなのかということの説明がこちらには一切ないので、その辺の説明は厚生労働省にしていきたい。

もう一つは、厚生労働省の社会保障審議会の中に障害者部会というのができました。これと内閣府の障害者基本法に基づく障害者政策委員会との関係というか、立ち位置というか。例えば、障害者差別解消法は雇用分野を障害者雇用促進法に丸投げしているわけですが、障害者雇用促進法は厚生労働省の管轄になっています。そうなってくると、障害者部会なるものが一体どういうことをやってどうなるのかというのが非常によくわからないので、どういうふうにすみ分けるつもりなのか、あるいは意見交換をする機会がある

のかということも含めて教えていただきたい。

○石川委員長 ありがとうございます。

あと、お二方ですか。尾上委員と竹下委員、お願いします。

○尾上委員 尾上です。

もう既に何人かの委員から御指摘のあった点ですが、特に9ページの「在宅サービス等の充実」の1-(2)-1と1-(2)-2の部分。先ほどあったとおり、全面的に書きかえてほしいということが前提ですが、具体的にこの部分というよりは、発想として、先ほど医学モデルという指摘がありました。加えて、縦割り行政そのままのペーパーが、余り整理されずに、部署ごとでこういうことをやりますよという項目という短冊が出てきて、それをパチッとホッチキスでとじた文章だなという感じが正直しています。

例えば1-(2)-2のところ「常時介護を必要とする障害者に対し」云々とあるのですけれども、例えばその前の1-(2)-1のところ「重度の身体障害者等に対する重度訪問介護」というのは、常時介護を必要とする障害者に対する支援サービスなのですね。常時介護を必要とする障害者に対するサービスとして1-(2)-1にも入っている。ところが、そちらのほうには書いていなくて、なぜ1-(2)-2だけに「常時介護を必要とする障害者に対し」というのが入っているのか。嫌味でも何でもなくて、正直、意味不明なのです。なぜこのような全体として未整理な状態の文章が出ているのかというのが、正直、実感として思います。

特にこの1-(2)-1と1-(2)の2に関連して言えば、去年の政策委員会では、1つは、重度の長時間の介護、市町村格差やその財政負担ということに対してちゃんと調整の仕組みをつくってほしい。あるいは、常時介護や医療的ケアが必要な状態であっても、どの地域でも格差なく暮らせるようにしてほしいということで、住まいや活動の場や介護というふうな形で、どういう支援が必要かということで議論をしてきたと思うのです。そういった点から、縦割りに出てきた短冊を単にホッチキスどめするのではなくて、もう少し政策委員会の意見を踏まえた形で再編成していただけないかというのが一つ思うことです。

そしてもう一つなのですが、12ページの1-(7)-1「障害者福祉サービスの段階的な検討」ということで、これは政策委員会でも総合支援法の3年後見直しということで指摘をしましたが、政策委員会のほうでは総合福祉部会の骨格提言の計画的・段階的実現に向けということが入っていたと思いますし、それは昨年6月の国会答弁でもその当時の厚生労働大臣が国会審議の場でも明確に、その3年後見直しというのは骨格提言の計画的・段階的実現に向けてやるのだということを確認答弁いただいているわけですから、国会審議に沿った形で修文をお願いしたい。

これで最後です。先ほど伊藤委員が言われたこととも関係はしますが、難病に関する施策というのが次の「2. 保健・医療」のところ全部固まっています。15ページのところなのですけれども、特にこの中の2-(6)-4は相談なので、医療も福祉も重なると思

いますが、特に2-(6)-5は福祉サービスなので、先ほどの縦割り、つまり、こちらは障害保健福祉、こちらは難病対策みたいな形の文章になってしまっていて、障害者基本法の精神からすれば、難病の人に対する福祉サービスや生活支援に関しては「1.生活支援」に書かれるべきではないか。もしあちこちに散らばってわかりにくいということならば、よくある再掲という形でも結構かと思うのですけれども、少なくともある1つの分野だけで難病の方々に対する支援をやってあげばいいかのような形のまとめ方はいかがなものかと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

竹下委員、お願いします。

○竹下委員 竹下です。1点だけお願いします。

結論から申しまして、内容の充実をお願いしたいのですが、(2)の4番目の○の「外出のための移動支援」の部分です。Ⅱのところでは理念、原則、横断的な考え方等では、非常に崇高なといってもいい内容が記載されているわけです。とりわけ、総合的、あるいは有機的という言葉がよく使われるわけです。この障害者基本法というのは、分野別で進んでいく現実の行政、今の尾上君の言うまさに縦割りですね。それらをいわば統合するからこそ、この基本計画の意味があるし、ここに議論することの大きな位置づけがあるのだらうと思うのです。そこからすると、「外出のための移動支援」というのは非常にわかりにくいわけです。1つ手前の○を見ると、例えば「自立した日常生活又は社会生活を営むことが」とありますね。それと同じように、「外出するための移動支援」のところは、日常生活だけでなく、社会生活のための外出の際の移動支援、この部分が入ってこないのだめなのだと思うのです。このことは長年議論されているのです。

例えば、4年前から5年前の社保審の障害者部会でも、事業主さんから、就労する人の通勤の保障を厚労省はどう考えているのだという指摘がずっとありました。それから、この政策委員会の中でも、何度もその部分は出てきております。そういうことを考えると、この間の外出支援というものが充実したことは非常に敬意を表したいと思うのですが、そうした社会生活の面での外出のための移動支援というものがこの目標に明確に入ってくることをお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

たくさん出ましたが、1回切らせてください。またその後お受けします。基本的な考え方にかかわる根本的な問題が多く指摘されたかと思います。これは内閣府と厚労省のほうで協議してこの修文になっているかと思いますが、厚労省のほうでお願いします。

○厚労省(阿萬) 厚生労働省障害保健福祉部の阿萬と申します。

御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございます。

まず、表現そのもの、基本的考え方の整理その他につきまして、全体を取りまとめてお

られるのは内閣府さんでございますので、内閣府さんの全体の仕切りもあろうかと思えますけれども、我々としたしましては、基本的なところにつきまして方向性に大きな違いはないと思っておりますので、御指摘も踏まえつつ、修正の検討をすることにつきましてはやぶさかではございません。そこがまず1点でございます。

あと、御質問もいろいろいただいております。とりあえず、今のほうでお答えできる範囲のところをお答えさせていただきます。

まず、関口委員のほうから御指摘がありました、先週の18日に社会保障審議会障害者部会が開催されております。それについての言及がございました。政策委員会に御出席いただいている委員の方々と共通の方々もおられると思えますけれども、障害者部会の中でも、この政策委員会との関係についてはどうかという御質問もいただいております。そこでも我々のほうから御説明申し上げましたが、障害保健福祉に関しての具体的な施策の立案、施行に関する検討などについて御審議をいただくのが社会保障審議会の障害者部会でありまして、少なくとも我々の認識では、この政策委員会は、その状況につきまして障害者基本計画との関連でのモニタリングの中でいろいろな御意見をいただく場だという認識ではあります。

さらに申し上げますと、障害程度区分についての御質問がございました。来年4月から障害支援区分という形に法律上の名称そのものが変わります。定義についても変わります。それに合わせまして、これまで障害程度区分の認定の中で、1次判定のコンピュータ判定の中におきまして、特に知的障害の方、精神障害の方について判定の内容が実態よりも軽く出過ぎるという御批判がある中で、実際には2次判定の審査会の中で適正なものに変更されているという認識ではございますが、それがコンピュータ判定の中で適正なものになるような形での判定式の変更ですとか、その他、いろいろな調査項目の取捨選択、整理などにつきまして検討しておるところでございます。

それにつきましては、今月、パブリックコメントを厚労省のホームページで出ささせていただいております、それについていろいろな方からの御意見もいただきながら、障害者部会の中での検討も踏まえて検討していきたいと考えております。

済みません。答えが漏れているところもあるかもしれませんが、とりあえず、私のほうからは以上でございます。ありがとうございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

あと、障害児支援ですとか、ほかにも幾つかございましたが。

○厚労省（阿萬） 修文についてのいろいろな御意見がございました。その一つ一つのところにつきましては、分量がちょっと多過ぎますのであれなのですが、基本的には、いただいた御意見も踏まえながら修正をやっていくということだと思います。

ただ1点だけ、子育て支援の関係で申し上げますと、同じ内閣府の別のところになりますけれども、少なくとも我々が認識している状況で申し上げますと、子育て支援の関係の都道府県・市町村による事業計画の基本指針についての議論も進んでいると承知しており

ます。

その中でも、児童養護ですとか、特別な支援が必要な児童についての議論ということで、障害児支援も含めた議論がなされていると承知しておりまして、我々としてもその状況につきましてはフォローしております。そういうところとの連携をきちんと図っていくということではないかと思っております。

いずれにせよ、この中での修文につきましては、また個別に御相談させていただくことは可能であろうと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

一つ一つ丁寧にやっていきたいのは山々なのですが、今、3時ということで、1については既にいろいろと御指摘をいただきました。阿萬室長以外の方でお答え、補足などはございませんか。

牧野さん、どうぞ。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

住宅に関しての記述が欠けているのではないかというような御指摘をいただきましたけれども、住宅に関しては、生活支援の中で記述するというよりは、一応今の整理として、5の住宅に関するところでまとめて書いているという形で整理させていただいているということです。

○石川委員長 ということでありました。

それでは、まだ不十分とは思いますが、「2. 保健・医療」について御意見をいただきたいと思えます。

御意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、土本委員、新谷委員の順にお願いします。

○土本委員 土本です。

話がすごくいっぱいあるのですけれども、会議についていけなくなってきました。というのは、1－(3)とかくつつくと、どうやって読んでいいのかというのがわかりづらくなってきているところです。どこで発言していいのか。早くなっているのではないかと。意見はいっぱい言えると思うのですけれども、また会議で置いていかれている部分があるのではないかと思います。

意見として。以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

もう少しゆっくりと進めていきたいと思えます。皆様も、話の速度をもう少し遅く、かつ、丁寧にゆっくりとお願いできればと思えます。

それでは、新谷委員、お願いします。

○新谷委員 済みません。私も、ちょっと進行が速過ぎて追いつけなくて、2ではなくて、1のところの発言をしたかったのですけれども、戻っていいですか。11ページ、福祉用具

の研究開発のところの1つ目と2つ目の○ですけれども、これは政策委員会の中で後藤先生あたりからいろいろあった全体のユニバーサルデザイン、バリアフリーとの関係で福祉用具のあり方というのは議論があったと思うのです。ここは何か作文的に非常にきれいに書かれているのですけれども、例えば、今、福祉用具のあり方について、「購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の寄附・貸与により、福祉用具の普及を促進する」という単純な問題ではないと思うのです。これからの福祉用具というのは、ユニバーサルデザインを含めて、コマーシャルベースの製品と関係して、どういうふうな方向に持っていけば福祉用具は普及していくのか。

例えば、私たちの場合、補聴器というのが問題になるわけですが、今、補装具で支給されるのは上限7万円ぐらいであって、30万、40万という高い補聴器のニーズが非常に大きいわけですが、それは今、補装具の対象になっていない。差額は全部個人負担だというような形になっているわけです。こんな小さな補聴器が40万かかるというのは信じられない現在の時代で、そういう価格がまかり通っているというのは、やはり補装具の世界と一般のコマーシャルベースの製品との間の地ならしができていないことが大きな原因なのです。そういう問題意識からユニバーサルデザイン、バリアフリーの問題と福祉用具の問題との議論があったと思いますので、こういうふうに2行書かれていますと、これは前回どおりというような印象を受けて、議論の進展が含まれていないという印象を持っています。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

済みません。私自身も進行についていけなくなっていて。新谷委員がおっしゃっているのは1-(6)ですね。これについて厚労省のほうから追加的に御回答いただけますでしょうか。

○厚労省(阿萬) 厚生労働省の阿萬でございます。

恐縮でございますが、まず先ほどの繰り返しになります。まずは内閣府さんのほうの全体の仕切りという話もあると思いますが、表現部分につきまして、我々の省としましても、これで全てフィックスとかいうつもりもございません。今後の修正につきましては、我々としてもまた検討させていただければとは思っております。

あと、補聴器の問題につきましては、実際になかなか商業ベースに乗らないという中で、そういう費用的なところでかなりかかってしまうというところがあるのだろうとは思いますが、そのあたりにつきまして、いろいろ細かい事情とかをお伺いした上で、実際、公費支給ということになりますと、いつも財源の問題とかもついて回りますけれども、我々とする、状況をお伺いした上で、具体的にできるところについての検討をやることそのものについては全くやぶさかではございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○石川委員長 清原委員。